

# 緊急事態における静岡県警察の対策本部等の設置に関する 要綱の制定について

(平成19年3月2日例規災第7号)

この要綱は、大規模な災害、騒乱又はテロリズム、武力攻撃その他の警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講ずる必要がある事態に対処するための県警察における対策本部等の設置及び運用に関して必要な事項を定めたものである。